ふれあい農園利用規約

（目的）

第１条 この規約は、富岡町が特定農地貸付により開設する「富岡ふれあい農園」、「夜の森ふれあい農園」（以下、「農園」という。）において、利用者同士が協力して農園を適切に利用し、利用者間の交流や生きがいづくりに繋げることを目的とする。

（農園使用料の支払い）

第２条 農地利用者は、農園使用料として１区画当たり、次に掲げる額を富岡町へ納付しなければならない。

（１）富岡ふれあい農園　月額３００円/１区画１８㎡（３ｍ×６ｍ＝１８㎡）

（２）夜の森ふれあい農園　月額５００円/１区画３２㎡（４ｍ×８ｍ＝３２㎡）

２　農園使用料は、利用決定通知書の発行日から1か月以内に納付しなければならない。

３　貸付期間が１年未満のときは、月割計算とする。この場合において、１か月に満たない時は、１か月とみなして計算する。

（貸付条件）

第３条　利用者は、貸付農地において、耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

２　貸付期間は、３月３１日までの単年度とする。当該年度に契約した貸付を受ける者は（以下「利用者」という）は翌年以降も優先的に借り受ける事ができる。ただし、優先借受期間は初年度を含め最長３年間とする。

３　農園において次に掲げる行為を禁止する。

（１）建物および工作物を設置すること。

（２）営利を目的として作物を栽培すること。

（３）貸付農地を第三者へ転貸すること。

（４）植木、果樹等の永年性作物を栽培すること。動物を飼育すること。

（５）近隣の土地又は指定された区画以外に立ち入ったり、近隣の住民や他の利用者に迷惑を及ぼす事。

（６）共同利用施設を占有的に使用すること。

（７）農作物栽培に必要としない物の搬入、耕土の搬出等を行うこと。

（８）全各号に掲げるもののほか、農園の運営目的に反すること。

４　利用者は、農園の利用に関して、富岡町の指示があったときは、これに従わなければならない。

（農園の管理）

第４条 利用者は、貸付区画内の除草、病害虫の防除その他必要な管理を適切に行わなければならない。

２　利用者は、農園内の通路及び共同利用施設を適切に使用し、清潔に保つよう努めなければならない。

３　農薬や肥料等を使用する場合は、使用方法や使用基準を遵守し、周囲の利用者に影響を及ぼさないよう配慮しなければならない。

４　農園内で事故や施設の破損等が発生した場合は、速やかに富岡町へ報告しなければならない。

（区画の決定）
第５条　利用者に貸付けする区画は、富岡町により決定する。
２．選考においては、富岡町民で富岡町在住の者を優先するものとする。
３．申込をした者が多数の場合は、抽選に基づき当選者を決定するものとする。
４．貸付者は、利用者を決定した場合はその旨を当該者に通知するものとする。
５．貸付区画は、原則、１利用者につき富岡ふれあい農園及び夜の森ふれあい農園それぞれ２区画までとする。

（貸付農地の解除等）
第６条　次の各号に該当する時は、富岡町はこの契約を解除することができる。
（１）利用者が貸付契約の解約を申し出た時。
（２）利用者が農園使用料を支払わない時。
（３）利用者が第３条３項に掲げる行為をした時。
（４）利用者が貸付農地を正当な理由がなく耕作しない時、又は放置した時。
（５）農園の管理及び運営において特別な事情が生じた時。

（貸付農地の返還）
第７条 農地利用者は、第３条２項に規定する貸付期間が満了したとき、又は第６条の規定により貸付農地を解除されたときは、速やかに貸付農地を原状に回復し、富岡町に返還しなければならない。
２ 前項の返還があったとき、農園に残存している農作物又は資材等については、利用者は一切の権利を放棄したものとみなし、富岡町は任意で処分することができる。

（農園使用料の返還）
第８条 既に納付された農園使用料は返還しないものとする。但し、次に掲げる事由に該当する場合は、その全部又は一部を返還することができる。
（１）利用者の責めによらない事由により貸付けができなくなった場合。
（２）前号のほか、富岡町が相当な理由があると認めた場合。

（賠償責任）
第９条 利用者の責めに帰すべき事由により、農園内の施設、備品等に損害を与えたときは、速やかに原状に回復し、その損害を富岡町に賠償しなければならない。
２ 富岡町は、農園内又は農園の出入りにおいて発生した交通事故、農具又は農作物の盗難、病害虫の発生、自然災害等による損害に対して、一切の責めを負わないものとする。

（補足）
第１０条 この規約に定めるもののほか、農園利用に関する必要な事項について、富岡町が別に定める